

人事労務レポート

今回のテーマ

外国人労働者の雇用管理

< 労働・社会保険の取り扱い >

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル401

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

厚生労働省「外国人雇用状況報告」によると、平成18年6月1日現在、日本で直接雇用されている外国人労働者数は約22万人で、派遣や請負等の間接雇用を入れると約39万人いるとされています。10年前と比べるとその数は2倍以上になり、国内の労働力不足が叫ばれるなか、外国人労働者数は着実に増加しています。

今回は製造業やIT、建設、飲食等、幅広い業種で増え続ける外国人労働者の雇用管理をテーマに取り上げ、労働・社会保険の取り扱いを中心に解説していきます。

1. 在留資格の確認

ご存知の方が多いと思われるのですが、外国人は入国の際に与えられた在留資格の範囲内で、定められた在留期間に限って就労が認められています。よって、外国人を採用する場合には、まず始めに業務内容が在留資格の範囲内か、在留期間が過ぎていないかを、パスポートまたは外国人登録証明書等により、確認する必要があります。

在留資格は27種類ありますが、通常の事業所で雇用されるケースが多いと思われるのは以下の4種類です。

【技術】コンピュータ技師、自動車設計技師等

【人文知識・国際業務】通訳、デザイナー、為替ディーラー等

【企業内転勤】外国の事業所からの転勤者等

【技能】中華料理、フランス料理のシェフ等

なお、原則として就労が認められない在留資格は、「文化活動」、「短期滞在」、「留学」、「就学」、「研修」、「家族滞在」の6種類です。

在留資格を確認せずに不法就労させてしまった場合には、事業主が30万円以下の罰金の対象とされることもありますので、注意が必要です。

2. 外国人雇用に関する届出

不法就労防止を目的として、平成19年10月1日より改正雇用対策法が施行され、すべての事業主に対し、外国人を雇用する際、氏名、在留資格等をハローワークに届け出ることが義務づけられました。

外国人が雇用保険に加入する場合

雇用保険の資格取得届または喪失届の備考欄に在留資格、在留期限、国籍等を記載して届け出ます。

外国人が雇用保険に加入しない場合

被保険者でなくても、「外国人雇用状況届出書」により、雇い入れ、退職の場合ともに翌月末日までに届出が必要となります。

平成19年10月以前に雇い入れている外国人の場合「外国人雇用状況届出書」により、平成20年10月1日までに氏名、在留資格、在留期限、生年月日等を届け出なければなりません。

3. 労働保険の取り扱い

< 労災保険 >

労災保険は労働時間の長短にかかわらず、すべての労働者が対象となるため、外国人にも適用されます。不法就労者であっても対象となります。

< 雇用保険 >

雇用保険も国籍要件はないため、日本人と同様に雇用保険の加入対象となります。ただし、外国の事業所からの転勤者等で、退職後に本国へ帰ることが当然となっている人については、失業手当を受けることができないことから、被保険者として取り扱わないケースもあります。

4. 社会保険の取り扱い

< 健康保険・厚生年金 >

「短期加入だと、年金はもらえないから、入りたくない。」

「健康保険だけ入ることはできないか？」

「けがや病気したら、本国に帰るから社会保険いらない。」

このようなことを言って、外国人労働者自身が社会保険に入りたがらないケースがあります。

労働保険と同様、加入について国籍は問われませんので、外国人も社会保険に原則加入となります。また、残念ながら健康保険と厚生年金はセットで加入となりますので、一方のみ加入ということはできません。

年金は老後だけでなく、障害や遺族給付もあること、帰国後に脱退一時金を請求すれば、支払った年金保険料の一部がかえってくることも説明する必要があると思います。特に脱退一時金について知らない外国人が多く、年金保険料が掛け捨てになると誤解しているケースが多くみられます。

< 税法上の扶養親族 >

海外送金等の証明を確認することができれば、日本で働く外国人が海外に居住する家族を扶養親族とすることもできます。

今月の主な労務・税務の手続き

・労働保険料の申告(5月20日まで)

・介護保険料率の改定(政府管掌、3月分より11.3/1000)

コラム

スタッフとして採用した行政書士以外にも、下記の業種の仲間をご紹介しますことができます。

「弁護士、税理士、司法書士、生命保険・損害保険、証券、印刷、通販コンサル、SE、インターネット広告、カイロプラクティック、イメージコンサル、介護事業支援、一級建築士、人材派遣、造作家具、HP制作、不動産業、内装工事等々」

いずれも信頼のおける仲間ですので、必要あれば、山口事務所までご連絡ください。